

諮問第1号

審査請求に関する諮問について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第229条第2項に規定する処分についての審査請求があったので、同項の規定に基づき諮問する。

令和5年6月7日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

記

1 審査請求人

■■■■■

2 審査請求年月日

令和4年7月7日

3 審査請求の内容

令和4年5月25日、処分庁は、自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例（昭和58年板橋区条例第28号）第30条第2項の規定により、放置禁止区域内にチェーンが外れた状態で置かれた自転車（以下「本件自転車」という。）を撤去し、同条例第32条第1項の規定により、本件自転車の利用者又は所有者に対し、撤去手数料の徴収処分を行った。

このことについて、審査請求人は、本件自転車の避難は、自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例施行規則（昭和59年板橋区規則第20号。以下「規則」という。）第13条の4第2号に掲げる撤去手数料の免除事由に該当するため、本件自転車に係る撤去手数料の徴収処分を行うことは違法不当及び憲法違反であるとして、当該徴収処分及び付随する不利益処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

4 審査請求に対する審査庁の見解

(1) 審査請求人が本件自転車を放置した場所は、昭和55年3月24

日付けで告示（昭和55年板橋区告示第33号）された板橋区道であり、当該場所及び放置状況によれば、本件自転車を移動させることが自身及び歩行者等に危害を与える可能性がある状況にあったと認めることは困難である。また、審査請求人が、本件自転車を放置した場所から約7.4メートルの距離にある民営の自転車駐車場まで移動させることは容易であったことが推認できるから、規則第13条の4第2号に掲げる「撤去に係る自転車等の放置が、所有者等の責めに帰すべき事由によらないものと客観的に認められるとき」には当たらないと解される。

- (2) 処分が憲法に違反するか否かは、当該処分の根拠となった法令それ自体の合憲性に関わる問題であるから、審査庁の裁決権限には属さない事項である。
- (3) 以上により、本件処分に違法又は不当な点は存在せず、本件審査請求は、棄却が相当である。